

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３６年大和市条例第
９号）の一部を次のように改正する。

第１条第２８号を次のように改める。

（２８）母子・父子自立支援員

別表第２８号中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

